独占禁止法審査手続についての懇談会報告書(概要)

平成 26 年 12 月 24 日

1. 立入検査に関連する論点

- ア 立入検査において、事業者は弁護士を立ち会わせることができる。ただし、弁護士の 立会いを事業者の権利として認めるものではなく、事業者は弁護士が到着しないこと を理由に立入検査を拒むことはできないとすることが適当との結論に至った。
- イ 立入検査当日における提出物件の謄写については、これを事業者の権利として認めることは適当ではなく、運用上、日々の営業活動に用いる必要があると認められる物件について、立入検査の円滑な実施に支障がない範囲での謄写が認められることが適当との結論に至った。また、立入検査の翌日以降の提出物件(留置物)の謄写については、円滑な謄写を図るため、スキャナー等の電子機器の利用が可能であることを明らかにするとともに、公正取引委員会において提出物件謄写用のコピー機(有料)の導入を検討することが望ましいとの結論に至った。
- ウ 立入検査に関し、公正取引委員会は、次の点につきマニュアル又はガイドライン(以下「指針等」という。)に明記して公表し、広く情報が共有されるようにするとともに、 事業者に対して明確にする必要がある事項については、例えば、立入検査着手時など の適切な場面において、書面による方法も活用しつつ、事業者に伝えることが適当で あるとの結論に至った。
 - 立入検査の法的根拠及び性質
 - 事業者が立入検査に弁護士を立ち会わせることができる旨
 - 事業者は、弁護士が到着しないことを理由に立入検査を拒むことはできない旨
 - ・ 立入検査当日に、提出物件のうち日々の営業活動に用いる必要があると認められるものについて、立入検査の円滑な実施に支障がない範囲で謄写が認められる旨
 - ・ 立入検査の翌日以降は公正取引委員会の事務所において提出物件(留置物)の謄写 が認められる旨

2. 弁護士・依頼者間秘匿特権

- ア 秘匿特権について一定の意義があることについては少なくない委員の間で理解が得られたものの、その根拠及び適用範囲が明確でなく、また、その実現に当たって実態解明機能を阻害するおそれがあるとの懸念を払拭するには至らなかったことから、現段階で秘匿特権を導入することは適当ではないとの結論に至った。
- イ 秘匿特権を全面的に否定するものではなく、十分検討に値する制度であることから、 今後の検討課題として、調査権限の強化の問題と並行して、本懇談会で示された懸念 や疑問点を解決できるよう、一層議論が深められることが望まれる。

3. 供述聴取に関連する論点

ア 現状の仕組みの下で供述聴取時の弁護士の立会い及び供述聴取過程の録音・録画を 認めるべきとの結論には至らなかった。

ただし、これらを認めるべきとの意見もあり、実態解明の実効性を損なわない措置 を検討する中で、今後、その必要性を含め導入の可否を検討していくことが適当であ るとの結論に至った。

- イ 調書作成時における供述人への調書の写しの交付、供述聴取時における供述人によるメモの録取及び自己負罪拒否特権については、これを認めるべきとの結論には至らなかった。
- ウ 公正取引委員会は、次の点につき指針等に明記して公表し、広く情報が共有されるようにするとともに、供述人に対して明確にする必要がある事項については、例えば、 供述聴取を実施する前などの適切な場面において、書面による方法も活用しつつ、供述人に伝えることが適当との結論に至った。
 - 供述聴取が任意のものであるか間接強制権限による審尋であるかを供述人に対して明確にする。
 - 聴取時間の目安を示す。
 - ・ 供述聴取に支障が生じない範囲で、食事時間等の休憩は供述人が弁護士に相談できる時間となるよう配慮しつつ適切に確保する。休憩時間には供述人が弁護士等の外部の者と連絡を取ることや記憶に基づいてメモを取ることが妨げられないことを供述人に対して明確にする。
 - ・ 調書の読み聞かせの段階で誤りがないかどうかを問い、供述人が増減変更の申立 てをしたときは、審査担当官がその供述を調書に記載することを供述人に対して明 確にする。
 - ・ 供述聴取時において供述人が審査担当官の対応に不満がある場合に苦情を受け付ける仕組みを公正取引委員会内部に整備する。その際、当該仕組みの第三者性・中立性に配慮する。また、苦情の申立理由及びその処理結果について、類型化された形での公表を行う。

4. 行政調査手続全般

公正取引委員会が独占禁止法違反被疑事件について調査を行う際の標準的な行政調査 手続についての指針等を策定し、公表する。

また、一定期間が経過した後にフォローアップを実施し、その結果についても公表する。

5. 今後の検討に向けて

- ア 今後、本懇談会において現状の仕組みの下で実施すべきとしているもの以外の防御権の強化を検討するのであれば、裁量型課徴金制度を含む事業者が公正取引委員会の調査に協力するインセンティブ及び調査への非協力・妨害へのディスインセンティブを確保する仕組みの導入について併せて検討を進めていくことが適当である。
- イ EU の和解手続・確約手続のような仕組みの導入についても検討を進めていくことが 適当である。

以上